

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 9 5 号

平成 28 年 12 月 26 日

月 曜 日

---

## 目 次

---

### 条 例

- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例 (総務課) 4

### 公 告

- 平成 27 年度四日市港管理組合歳入歳出決算の公表 (総務課) 7
- 平成 28 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算の公表 (総務課) 12

条 例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第11号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の47.5）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）」を加える。

附則第12項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.5）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定管理職員にあつては、100分の1.65）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」を加える。

第 2 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」、「12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」を「100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」に改め、

同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）」を「100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」に改める。

附則第12項中「、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定管理職員にあつては、100分の1.65）」を「100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）」に、「、6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」を「100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定（以下この項において「新条例の規定」という。）を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年12月26日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第12号

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「及び第5項から第8項まで」を「、第5項から第8項まで及び前項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第15条第1項中「、第6項又は第8項」を「又は第6項」に改め、同条第2項中「、第5項又は第7項」を「又は第5項」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 退職職員（退職した四日市港管理組合職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における四日市港管理組合職員退職手当条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第10条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の四日市港管理組合職員退職手当条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第10条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当

該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項及び第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第10条第12項において準用する同条第8項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する四日市港管理組合職員退職手当条例第10条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項及び第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する四日市港管理組合職員退職手当条例第10条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

公 告

平成 27 年度四日市港管理組合歳入歳出決算について、平成 28 年 10 月 27 日次のとおり  
議決されましたので、公表します。

平成 28 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |                                  |    |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 平成 27 年度四日市港管理組合一般会計歳入歳出決算       | 認定 |
| 2 | 平成 27 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 | 認定 |

平成27年度 一般会計歳入歳出決算  
歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		3,137,723,000	3,137,723,000	3,137,723,000	0	0	0
	1 負担金	3,137,723,000	3,137,723,000	3,137,723,000	0	0	0
2 使用料及び手数料		593,394,000	600,062,779	600,062,779	0	0	△ 6,668,779
	1 使用料	593,394,000	600,062,779	600,062,779	0	0	△ 6,668,779
3 国庫支出金		275,489,758	176,025,586	176,025,586	0	0	99,464,172
	1 国庫負担金	203,924,010	117,138,000	117,138,000	0	0	86,786,010
4 財産収入		71,565,748	58,887,586	58,887,586	0	0	12,678,162
	1 財産運用収入	10,653,000	10,622,172	10,622,172	0	0	30,828
5 繰入金		10,593,000	10,592,872	10,592,872	0	0	128
	2 財産売却収入	60,000	29,300	29,300	0	0	30,700
6 諸収入		38,099,000	38,089,634	38,089,634	0	0	9,366
	1 基金繰入金	38,099,000	38,089,634	38,089,634	0	0	9,366
7 組合債		24,318,000	24,442,046	24,442,046	0	0	△ 124,046
	1 組合預金利子	695,000	720,204	720,204	0	0	△ 25,204
	2 受託事業収入	910,000	910,000	910,000	0	0	0
8 繰越金		22,713,000	22,811,842	22,811,842	0	0	△ 98,842
	3 雑入	2,149,000,000	1,936,000,000	1,936,000,000	0	0	213,000,000
9 県支出金		2,149,000,000	1,936,000,000	1,936,000,000	0	0	213,000,000
	1 組合債	2,149,000,000	1,936,000,000	1,936,000,000	0	0	213,000,000
歳入合計		50,415,186	50,415,186	50,415,186	0	0	0
	1 繰越金	50,415,186	50,415,186	50,415,186	0	0	0
歳入合計		11,196,000	11,196,000	11,196,000	0	0	0
	1 県補助金	11,196,000	11,196,000	11,196,000	0	0	0
歳入合計		6,290,287,944	5,984,576,403	5,984,576,403	0	0	305,711,541



(単位：円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		17,432,000	16,925,826	0	506,174	506,174
	1 議会費	17,432,000	16,925,826	0	506,174	506,174
2 総務費		776,761,880	750,314,626	17,500,000	8,947,254	26,447,254
	1 総務費	766,933,880	740,604,768	17,500,000	8,829,112	26,329,112
	2 統計調査費	910,000	910,000	0	0	0
3 港湾管理費		8,918,000	8,799,858	0	118,142	118,142
	3 監査委員費	8,918,000	8,799,858	0	118,142	118,142
4 港湾建設費		744,471,800	574,601,081	144,402,880	25,467,839	169,870,719
	1 港湾管理費	744,471,800	574,601,081	144,402,880	25,467,839	169,870,719
5 公債費		2,423,963,264	2,146,542,075	277,265,824	155,365	277,421,189
	1 港湾建設費	2,423,963,264	2,146,542,075	277,265,824	155,365	277,421,189
6 予備費		2,326,659,000	2,326,650,314	0	8,686	8,686
	1 公債費	2,326,659,000	2,326,650,314	0	8,686	8,686
歳 出 合 計		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		6,290,287,944	5,815,033,922	439,168,704	36,085,318	475,254,022

歳入歳出差引残額 金 169,542,481 円

うち基金繰入額 金 40,837,949 円

## 平成27年度 港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及び手数料		1,642,229,000	1,665,758,394	1,665,758,394	0	0	△ 23,529,394
	1 使用料	1,642,229,000	1,665,758,394	1,665,758,394	0	0	△ 23,529,394
2 財産収入		516,242,000	515,999,095	515,999,095	0	0	242,905
	1 財産運用収入	516,240,000	515,996,495	515,996,495	0	0	243,505
	2 財産売却収入	2,000	2,600	2,600	0	0	△ 600
3 繰入金		106,072,000	40,000,000	40,000,000	0	0	66,072,000
	1 基金繰入金	106,072,000	40,000,000	40,000,000	0	0	66,072,000
4 繰越金		38,731,200	38,731,889	38,731,889	0	0	△ 689
	1 繰越金	38,731,200	38,731,889	38,731,889	0	0	△ 689
5 諸収入		47,500,000	52,103,541	52,103,541	0	0	△ 4,603,541
	1 組合預金利子	420,000	435,246	435,246	0	0	△ 15,246
	2 雑入	47,080,000	51,668,295	51,668,295	0	0	△ 4,588,295
6 組合債		1,402,000,000	1,402,000,000	1,402,000,000	0	0	0
	1 組合債	1,402,000,000	1,402,000,000	1,402,000,000	0	0	0
歳入合計		3,752,774,200	3,714,592,919	3,714,592,919	0	0	38,181,281

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 管理費		646,735,000	576,890,832	11,650,440	58,193,728	69,844,168
	1 施設管理総務費	395,843,000	343,306,981	4,150,440	48,385,579	52,536,019
	2 施設管理費	116,482,000	105,011,393	7,500,000	3,970,607	11,470,607
2 建設事業費	3 ひさ船事業費	134,410,000	128,572,458	0	5,837,542	5,837,542
		1,454,586,200	1,453,763,464	0	822,736	822,736
	1 建設事業費	1,454,586,200	1,453,763,464	0	822,736	822,736
3 公債費		1,651,453,000	1,651,447,274	0	5,726	5,726
	1 公債費	1,651,453,000	1,651,447,274	0	5,726	5,726
	歳 出 合 計	3,752,774,200	3,682,101,570	11,650,440	59,022,190	70,672,630

歳入歳出差引残額 金 32,491,349 円

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算が平成 28 年 12 月 22 日に成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 171,192 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,866,059 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,174,215	△ 25,309	3,148,906
	1 負担金	3,174,215	△ 25,309	3,148,906
2 使用料及び手数料		562,226	11,342	573,568
	1 使用料	562,226	11,342	573,568
3 国庫支出金		337,266	△ 143,766	193,500
	1 国庫負担金	238,000	△ 87,000	151,000
	2 国庫補助金	99,266	△ 56,766	42,500
4 県支出金		21,940	△ 1,880	20,060
	1 県補助金	21,940	△ 1,880	20,060
5 財産収入		11,110	540	11,650
	2 財産売払収入	515	540	1,055
6 繰入金		31,100	10,848	41,948
	1 基金繰入金	31,100	10,848	41,948
7 諸収入		24,394	33	24,427
	3 雑入	22,944	33	22,977
8 組合債		2,875,000	△ 23,000	2,852,000
	1 組合債	2,875,000	△ 23,000	2,852,000
歳 入	合 計	7,037,251	△ 171,192	6,866,059

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		19,008	△ 650	18,358
	1 議会費	19,008	△ 650	18,358
2 総務費		716,619	20,301	736,920
	1 総務費	706,642	20,292	726,934
	3 監査委員費	9,067	9	9,076
3 港湾管理費		633,793	△ 47,613	586,180
	1 港湾管理費	633,793	△ 47,613	586,180
4 港湾建設費		3,343,115	△ 120,751	3,222,364
	1 港湾建設費	3,343,115	△ 120,751	3,222,364
5 公債費		2,323,716	△ 22,479	2,301,237
	1 公債費	2,323,716	△ 22,479	2,301,237
歳 出	合 計	7,037,251	△ 171,192	6,866,059

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 総合交付金事業	千円 61,000

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成 29 年度～平成 33 年度	千円 2,020
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成 29 年度～平成 31 年度	163,563

第 4 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾 改修費	千円 85,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 24,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
社会資本整 備総合交付 金事業費	315,000	〃	〃	〃	196,000	〃	〃	〃
港湾施設 維持補修費	148,000	〃	〃	〃	103,000	〃	〃	〃
港湾改修 事業費	9,000	〃	〃	〃	31,000	〃	〃	〃
国直轄事業 負担金	2,276,000	〃	〃	〃	2,456,000	〃	〃	〃

## 平成 28 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 38,429 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,837,542 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

## （繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

## （債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

## （地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		1,573,898	7,257	1,581,155
	1 使用料	1,573,898	7,257	1,581,155
2 財産収入		519,470	32,436	551,906
	1 財産運用収入	519,470	32,436	551,906
3 繰入金		45,649	△ 33,626	12,023
	1 基金繰入金	45,649	△ 33,626	12,023
4 繰越金		20,000	840	20,840
	1 繰越金	20,000	840	20,840
5 諸収入		37,096	6,522	43,618
	2 雑入	36,769	6,522	43,291
6 組合債		603,000	25,000	628,000
	1 組合債	603,000	25,000	628,000
歳 入	合 計	2,799,113	38,429	2,837,542

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 管理費		647,981	44,038	692,019
	1 施設管理総務費	385,472	3,740	389,212
	2 施設管理費	126,727	40,203	166,930
	3 ひき船事業費	135,782	95	135,877
2 建設事業費		652,683	2,208	654,891
	1 建設事業費	652,683	2,208	654,891
3 公債費		1,498,449	△ 7,817	1,490,632
	1 公債費	1,498,449	△ 7,817	1,490,632
歳 出	合 計	2,799,113	38,429	2,837,542



第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	管理費	2 施設管理費	千円
		港湾施設維持補修費	32,570

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成 29 年度～平成 33 年度	千円 1,217
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成 29 年度～平成 31 年度	24,066

第 4 表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設維持補修費	千円 25,000	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構 資金については定められた償還条件 による。その他資金についての償還 条件は、管理者が定める。ただし、 組合財政の都合により繰上償還する ことができるものとする。

## 発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載して  
います。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>